

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、伏木富山港（新湊地区）指定保税地域について、下記のとおり追加指定を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年6月6日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 指定保税地域の追加指定の対象

(1) 土地

名称：北1号岸壁

所在地：富山県射水市越の潟町1000番1

面積：1,739.98 平方メートル

地域：富山県射水市越の潟にある伏木富山港新湊地区北1号野積場の南端を起点xとし、同点から北の方向に15度30分31秒の角度へ引いた線上22.49メートルの地点w、同点から東の方向に104度10分36秒の角度へ引いた線上17.51メートルの地点u、同点から東の方向に105度32分08秒の角度へ引いた線上58.61メートルの地点a e、同点から南の方向に195度32分15秒の角度へ引いた線上22.92メートルの地点a f、同点から西の方向に285度33分07秒の角度へ引いた線上37.00メートルの地点a g、同点及び起点xとを順次に結んだ線によって囲まれる土地1,739.98平方メートル

(2) 建設物

名称：北1号岸壁

所在地：富山県射水市越の潟町地先

構造：鋼管矢板式

面積：1,541.46 平方メートル

2. 指定保税地域の追加指定年月日

令和元年8月1日